

廃棄物処理法の改正の概要

法改正については、会報誌「しどちど26号」で環境省から提案された廃棄物処理政策において今後検討すべき論点を掲載しました。今般は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見」をまとめ平成28年3月31日に環境省に提出した要望事項が、中央環境審議会循環型社会部会から、環境大臣へ具申した内容がどのように反映されたかを検証しました。

特に、中央環境審議会循環型社会部会専門委員会に取り上げていない事項は、「別途協議」となりました。

①「更新許可申請に係る事務手続等の迅速化」、「役員変更に伴う届出延長」、「保管等に関する規制見直し」は政令・省令改正や通知での対応検討。

②「選別」の業の明確化を検討。

中間処分業における「選別」の許可をしている自治体とそうでない自治体があります。三重県では「選別」の許可はしていません。

③「契約品目以外の廃棄物が混入された場合の法的責任の明確化」について協議。

排出事業者が処理契約品目以外の産業廃棄物を混入させるケースが見受けられますが、処理業者にしてみれば無許可で処理する場合があります。排出事業者に対する責任はどのようなのです。

④「積置き」の判断について環境省と協議。

「積置き」とは、収集運搬車両に産業廃棄物を積んだまま車庫等で一晩置いておく状況です。これも、「積置き」の許可が必要な自治体と、そうでない自治体があります。三重県では許可は不要としています。

⑤「産業廃棄物管理票の交付義務等の徹底・強化」については環境省と議論。

⑥「欠格要件の見直し」は別途検討会が設置される。

いずれも、今後の政令改正・省令改正で議論することとなりました。

なお、全国産業廃棄物連合会としては、今後も法改正に取り組むこととしております。



廃棄物処理法施行規則の一部を改正（登記事項証明書の添付を要する変更届出）

（特別）産業廃棄物処理業変更届出並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては登記事項証明書の添付を定め、産業廃棄物処理業等変更届出について、法人にあっては登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限をいずれも「変更の日から10日以内」から「変更の日から30日以内」に規則改正され、平成29年5月15日から施行されます。

廃棄物処理法の解説

「しどちど26号」で産業廃棄物管理票（マニフェスト）違反について解説をしました。しかし、いまだに中間処理業者によるマニフェスト違反が後をたない状況です。処分していないにもかかわらず、処分をしたことにしてマニフェストを送付しているケースが見られます。マニフェストが交付されてから10日以内に送付しなくていけない、との思い込みから、処分が遅れていても10日以内の日付けでマニフェストを送付しているケースがあります。⇒いずれもマニフェストの虚偽報告にあたるので注意が必要です。

運搬受託者 [B 2票] を運搬が終了した日から10日以内 ⇒ 排出事業者

処分受託者 [C 2票] を処分が終了した日から10日以内 ⇒ 運搬受託者

（中間処分） [D 票] を処分が終了した日から10日以内 ⇒ 排出事業者

[E票] を最終処分（売却を含む）が終了した旨が記載された2次マニフェスト ⇒ 排出事業者のE票が最終処分業者から返送された日から10日以内 各票いずれも処分等終了日からの送付期限です。

家畜伝染病発生時の焼却処分に関する業務の協定

家畜伝染病のまん延防止と早期終息を達成するため、「家畜伝染病発生時の防疫対応で生じる汚染物品の焼却処分に関する業務の協定」を、三重県と当協会とで平成29年3月22日に締結しました。鳥インフルエンザ等が発生し三重県から焼却処分の業務の協力要請があった場合は、当協会は協力することとなります。

よりよい環境づくりに貢献する

(株) ウェスギ

三重県四日市市 天カ須賀新町 1-32

TEL 059-365-6800
FAX 059-363-2055

廃棄物でお困りの方

私たちは、Recycling resources のプロ集団です。
「新しいリサイクル方法を探したい」、「廃棄物にかかるコストをもっと下げたい」
あなたの会社の様々な課題を私たちは、解決致します！

事業内容：製鋼・鋳造・プラスチック原料加工販売、総合廃棄物処理業
（環境省認定事業所）

ITOJU 株式会社 イトジュ <http://www.itoju.com>
〒510-0033 三重県四日市市川原町 1番3号
TEL:059-331-3252 FAX:059-333-3013 E-mail:itoju@ito-ju.co.jp

青年部だより

新年度青年部会長挨拶

会員の皆様、日頃は青年部活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度青年部会会長に就任しましたマルゼン有限会社の野瀬長勢と申します。光友前会長の偉大な功績を無にしないよう、若輩者ですが精一杯務めさせていただきます。

私たち青年部の今年度の重点項目は、①会員の繋がりを深める②会員の拡大・青年部会をよりよく理解していただくための対外へのPRです。今後、法改正や規制・少子高齢化等ですますます厳しくなる業界にいち早く対応し乗り越えていくために、このような活動していきたいと考えております。また、中部ブロックにおいて副ブロック長として出向します。ここでも多くの情報を得て青年部会の皆様に伝えていきたいと思ひます。

今後とも皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



会長 野瀬長勢

北勢地区長挨拶

この度、青年部会北勢地区長に就任いたしました、有限会社サトー工業の落合祐と申します。

今年度は新会長が重点項目に掲げる『会員の繋がりを深める』をテーマに活動して行きたいと考えています。私自身人との交流が好きですので、会員の方々と色々な意見交換をさせて頂き、青年部がよりまとまる為の潤滑剤になれば、という気持ちで頑張ります。

青年部会にとって有意義な2年間になります様精一杯務めて参りますので、皆様のお力添えを何卒よろしくお願い致します。



落合 祐氏

中南勢地区長挨拶

この度、中南勢地区長を務めます奥山建設工業株式会社の奥山昇と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

本年度、中南勢地区は対外事業と会員拡大事業の2つの事業を行います。この事業を通じて、青年部会の皆様とのつながりをより深め、会員拡大に繋げていきます。そして、対外事業では一般の方々に我々青年部会の運動や活動をPRする絶好の機会であり、青年部会ならではの知恵や経験を活かし、有意義で楽しい事業にしたいと思ひます。ご支援ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。



奥山 昇氏

H29.1月 中南勢地区事業 トラックフェスタ



H29.4月 第6回通常総会



青年部 入会

新栄金属株式会社 松岡大地氏
(岡田氏と入替)

青年部 退会

株式会社ウエスギ 上杉圭司氏
株式会社世古口建設南勢処分場 世古口真彦氏
株式会社デルテックサービス 服部 豊氏

青年部 卒業

有限会社繁栄商事 山中紀幸氏
株式会社ミズノ 水野昌和氏

平成29年度 事業計画予定

開催月	事業名
平成29年4月	第6回 通常総会
平成29年7月	北勢地区事業（繋がりを深める事業）
平成29年9月	中南勢地区事業（対外事業）
平成29年12月	北勢地区事業（年末親睦会）
平成30年2月	中南勢地区事業（会員拡大事業）